

民生委員・児童委員の

# ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

6

2026

June

特集

## 頼れる身寄りがいない高齢者等を 地域で支えていくために

- あらためて押さえておきたい訪問・見守り活動のポイント 第2回 .....  
訪問・相談のきっかけづくり①
- 全民児連NEWS .....  
全民児連ホームページが見やすくなりました!
- 民生委員のための「人権」基礎講座 .....  
日常のなかの「当たり前」を問い直す  
— 女性の人権問題とは何か

特集

# 頼れる身寄りがいない高齢者等を地域で支えていくために



単身世帯が急増し、「頼れる身寄りがいない」高齢者が増えるなか、これまで家族が担ってきた日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がなく、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、民生委員・児童委員（以下、民生委員）にも負担がかかるケースが生じています。

国は、この問題を社会全体で取り組むべき喫緊の課題とし、新たな仕組みの構築に向けて取り組みを進めています。

本特集では、「頼れる身寄りがいない」高齢者等の現状と課題、民生委員活動との関わりと、今後に向けた国の動向について紹介します

## 1 「頼れる身寄りがいない」ことで生じる課題

「入院することになっても保証人がいない」、「私が死んだら、家の片付けや手続きをお願いしたい」、「親戚とは絶縁状態で誰も頼れない」…。担当地域でこのような声を聞いたことはありませんでしょうか？

具体的にこうしたご相談を受けて、「どう答えたらいいのだろう」「私が何とかしてあげなければいけないのだろうか」と戸惑った経験のある方もおられるかもしれません。

これまで、入院の手続きや緊急時の連絡、亡くなった後のご葬儀や遺品整理などは、同居する家族や親族が担うことが当たり前とされてきました。しかし、そうした「いざ」という時に「頼れる身寄り」がいない方が急増しています。その結果、身近な存在である民生委員が看過できず対応せざるを得ないような事態が生じ、現場で大きな悩みや負担となっているのが現状です。

## 2 急増する「頼れる身寄りがいない」高齢者

「頼れる身寄りがいない」という問題は、決して一部の特別なケースではありません。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、一人暮らしの65歳以上の世帯数が2000年の約303万世帯から2025年には約816万世帯に急増しています。

さらに、2050年には実に約1084万世帯、高齢者の4人に1人以上が一人暮らしになり、65歳以上の未婚者数も現在の2.5倍の約700万人に増加すると予測されています<sup>\*1</sup>。

また、日本総合研究所の試算では、子どものいない高齢者は現在の1.9倍の1049万人、85歳以上で子どもがいない人の割合は2020年には1.4%であったのに対し、2050年には19.5%にのぼる見通しです<sup>\*2</sup>。

そして、親族がいても高齢で動けなかったり、遠方であったり、長年疎遠であったりと、さまざま

な事情で頼ることができない場合も珍しくありません。また高齢者に限らず障がい者や若い世代でも同様のことが起こり得ます。もはや「頼れる身寄りがいない」ことは、これからの日本では、ごく当たり前の、いわば「第2のスタンダード」になってくると言えます。

※1日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6（2024）年推計）国立社会保障・人口問題研究所、2024

※2「頼れる親族がいない高齢者が今後急増―支援のあり方の見直しを急務―」、『日本総研リサーチ・フォーカス』No.2024-0007、（株）日本総合研究所、2024年7月23日

## 3 なぜ、「身寄り問題」が起きているのか？

そもそも、どうして「頼れる身寄りがいない」ことが、大きな社会課題となっているのでしょうか。

日本の法制度や商慣習には、家族や親族がいることを前提に構築されているものが少なくありません。病院の入院手続きやアパートの賃貸契約で「連帯保証人」が求められるのも、「何かあれば家族や親族が責任をもつ」というこれまでの常識に基づいています。

その前提が崩れてきているにも

**特集** 頼れる身寄りがない高齢者等を地域で支えていくために

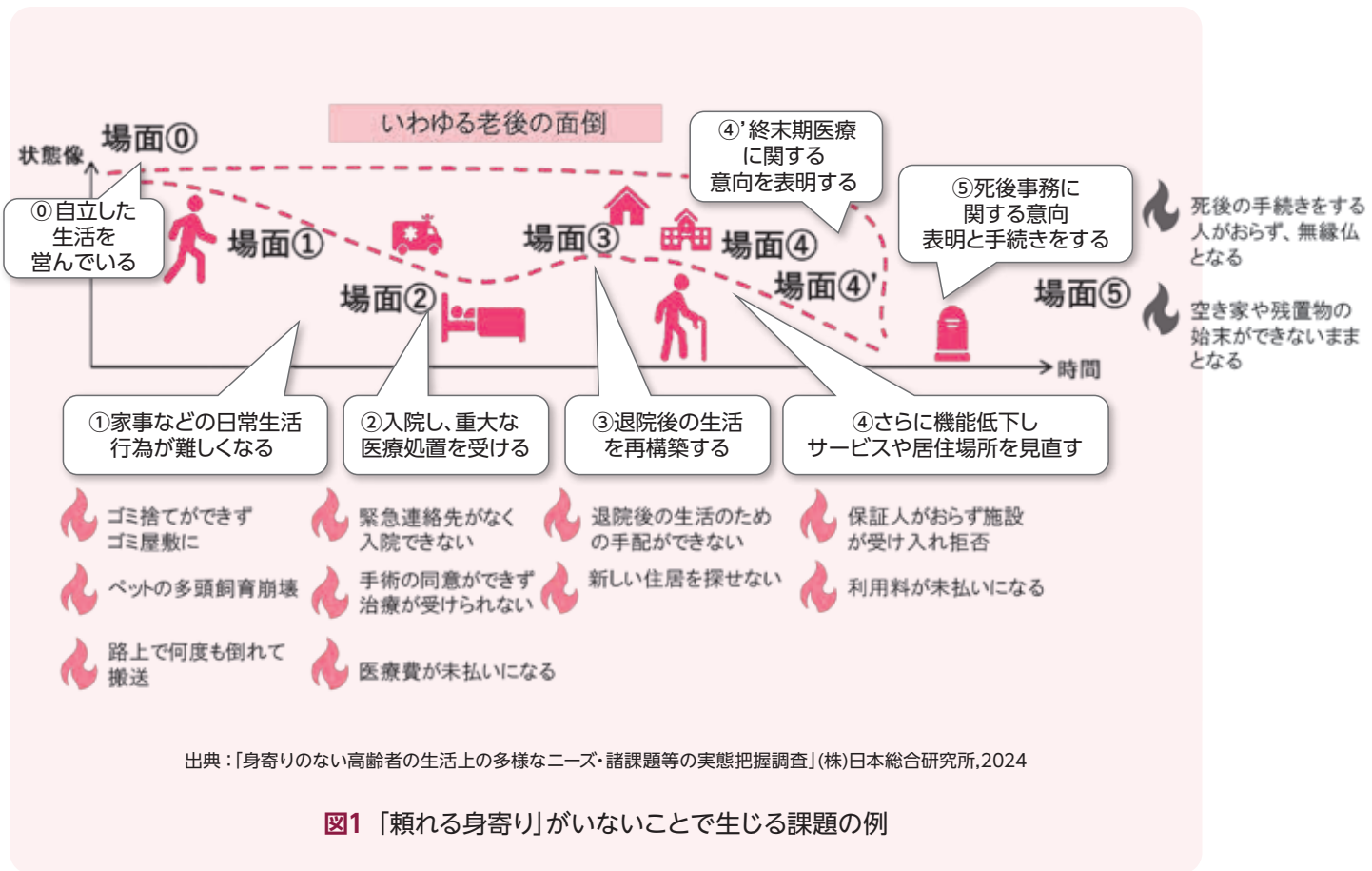


図1 「頼れる身寄り」がないことで生じる課題の例

は十分にある方(図2の網掛け部

しかし、一定程度、お金があり、判断能力も日常生活を行ううえで

身寄りがないことによる問題は、ご本人の状態の変化(ライフステージ)に合わせて次々と生じます。日本総合研究所の報告書では、それらの問題を図1のように例示しています。これらに対して、現在の制度やサービスはどうなっているのでしょうか。

**4 ライフステージごとに生じる課題**

かわらず、社会の仕組みがそのままになっていないため、頼れる身寄りがない方がたが地域での生活やサービスから排除されかねない事態となっているのです。

富裕	資力はあるが、判断や手続きができない	資力はあるが、判断や手続きが危うい	問題を生じにくい(資力で解決できる)
平均的	判断・手続きができない 資力は利用しようとするものによる	判断、手続きが危うい 資力は利用しようとするものによる	判断・手続きはできる 資力は利用しようとするものによる
困窮	判断・手続きができず、資力が足りない	判断、手続きが危うく、資力が足りない	判断はできても、資力が足りない
	低い	平均的	高い

出典：「身寄りがない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査」(株)日本総合研究所,2024

図2 制度やサービスがカバーできていない範囲

**【補足】救急車への同乗、医療同意について**

厚生労働省は「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否すること」は医師法に抵触する不適切な行為であると明確な通知を出しています（手術などの「医療同意」についても同様です）\*

しかし、医療の現場ではこのガイドラインがまだ十分に浸透しておらず、支援者に同意を求めてくることがあります。そもそも医療行為への同意はご本人のみに与えられた権利であり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものとされ、民生委員にも代諾する権限はありません。

※「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日）  
 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（平成31年2月）  
 「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」（令和元年12月25日）

分）に対応した制度やサービスがまだないのが現状です。

**5 「シヤドワーク」に支えられている現状**

「頼れる身寄りがない」ことに伴う問題について、所管する行政部局や関係機関等がないことから、現状では、何らかの支援を身近で提供している支援者（ケアマネ

ジャーやホームヘルパー、地域包括支援センターの職員、居住支援法人の職員等）がやむを得ず、職務の範囲を超えて代行（いわゆる「シヤドワーク」）している実態があります。そして、住民に身近な存在である民生委員にも対応が求められるケースが生じています。神奈川県社会福祉協議会が令和2（2020）年に単位民児協会長を対象に実施した調査によると、「入院・入所に伴い、保証人になる者がいない方がいる」との回答が34.0%、「葬儀を執り行う者がいないケースがある」との回答が24.8%ありました。

また、「救急搬送時に同乗する者がいないため、同乗を求められたケースがある」との回答は63.6%にのぼりました。本来、民生委員の役割ではない事柄ですが、なかには、身近で長く関わってき

**表1 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の概要**

対象者	頼れる身寄りがない高齢者 +判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに 不可欠な支援を行うことが目的  入院入所等手続き支援 入退院・入退所等の手続きが円滑に進められるよう 支援を行うことが目的  死後事務支援 利用者が亡くなられた後、 死後の事務が円滑に進められるよう、 事前に準備しておくことが目的 【例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届け出】
利用料	資力の要件に該当する者については無料又は低額

出典：厚生労働省

めています。

令和7年12月にまとめられた国の社会保障審議会福祉部会の報告書では、「頼れる身寄りのない高齢者等」を支援するため、新たな第二種社会福祉事業を創設する方向性が示されました。

これを受けて、令和8年4月3日に社会福祉法改正案が国会へ提出され、現在審議が進められています（4月30日現在）。

**6 国における対応**  
 ↳新たな事業の創設

た地域住民のひとりとしてやむを得ず対応しているケースもあるものと考えられます。

このような状況をふまえ、国が対策強化に向けた取り組みをす

サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を拡充・発展させ、新たな第二種社会福祉事業として、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」（以下、新事業）を創設することが記載されています（表1）。

同事業は、社会福祉協議会や社

**特集** 頼れる身寄りがいない高齢者等を地域で支えていくために

会福祉法人などが実施できる事業とし、低所得の方でも無料や低額で利用できる仕組みとして設計されています。「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行すると規定されており、令和10年度には具体化される見込みです。

**7 関係機関のネットワークの必要性**

新事業が創設されることは大きな前進ですが、それで問題がすべて解決するわけではありません。行政、社会福祉協議会、医療機関、介護事業者、そして法律の専門家など、地域のさまざまな関係機関等が連携・協力しながら支援体制を構築していくことが欠かせません。

社会福祉法改正案においても、地域全体として対応していく必要があるとの認識のもと、「頼れる身寄りがいない高齢者等」への相対対応について、既存の事業<sup>※3</sup>の対象として明確化することや、関係会議・関係主体との連携の推進、「判断能力が不十分な者」の支援

体制の整備をすすめる施策等が盛り込まれています（令和9年4月施行）。民生委員や民児協として、こうした関係機関等と連携して支援にあたるのが求められます。

※3 介護保険制度の包括的支援事業（総合相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、障害者相談支援事業、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う居住支援事業）

**8 民生委員に期待される役割**  
「気づき」「つながり」をつなぐ「支援へ」

ニーズをいち早く発見し、必要な支援へつなぎ、その後も関係機関等と連携しつつ見守ることは、「頼れる身寄りがいない高齢者等」への支援においても、民生委員の重要な役割です。改正法の施行を待つことなく、民児協として関係機関等と連携を図り、役割分担等を確認しながら支援をすすめていくことが求められます。

「頼れる身寄りがいない高齢者等」への支援においては、往々にして民生委員が対応すべきか迷う場面が生じます。その際、一人ひとりの民生委員が課題や悩みを抱え込まず、民児協内で相談・確認

しながら対応し、必要に応じ、組織として行政や関係機関へ働きかけていくことが重要です。

また、事態が悪化する前に、少しでも早い段階から支援して問題を予防することや、生活の質を高めていく取り組みが大切です。訪問や声かけで日常のつながりをつくって孤立を防ぎ、日常の小さな変化に気づいて適切な支援につなげることで、本人の気持ちに寄り添いつつ相談に乗ること、ふれあいサロンや地域のイベントなど、人と交流できる地域の居場所等を活用するなどして、地域とのつながりをつくること、近隣の方や商店・配達員等の方にも声をかけ、地域全体であたたかく見守り、自然に助け合える関係をつくっていく

しながら対応し、必要に応じ、組織として行政や関係機関へ働きかけていくことが重要です。

くこと等が重要です。「頼れる身寄りがいない」という課題は、これからの社会で誰もが直面しうるものです。

行政・社協・関係機関や住民等と民生委員が「チーム」となつてそうした方がたも生きがいを持つて暮らし、社会に参加できる地域をつくっていくことは、まさに「地域共生社会」の実現そのものであり、各地で取り組みがすすめられることが期待されます。

※本記事では、統計数値の比較のため前半は西暦で、法制度等に関する記述は原則として和暦で表記しています。



**定例会で話し合ってみよう**

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

**1** 「頼れる身寄りがいない高齢者等」に関して、地域でどのようなニーズがあるか情報共有しましょう。

**2** 関連する困りごとや課題について、対応・解決方法を話し合しましょう。

あらためて押さえておきたい

## 訪問・見守り活動のポイント



第2回

### 訪問・相談のきつかけづくり①

広島国際大学 健康科学部 教授 岡本晴美氏

#### 1. 民生委員も地域のなかでつながって

民生委員・児童委員(以下、民生委員)として活動を続けていると、思うようにいかない場面に出会うことがあります。何度声をかけても反応がなかったり、訪問先で不在が続いたりすると、「この関わり方で良いのだろうか」「迷惑なのではないだろうか」と不安になることもあるでしょう。

相談のきつかけを育てる活動は、決してひとりで背負うものではありません。地域住民の社会的孤立を防ぐ大切な役割を担っている民生委員だからこそ、民生委員自身も地域の

なかで孤立しないことが重要です。「民生委員だから」とひとりで抱え込み、「頑張りすぎてしまうと、活動を続けることが苦しくなってしまう」。

地域で暮らす一住民として、近所の方と交わす日々の挨拶、回覧板を渡す際の一言、散歩や買い物の際の立ち話。こうした何気ない関わりが地域のあちこちで生まれれば、住民相互の助け合い、支え合いも自然と育っていきます。そつすれば、お互いの気かけを放置せず、「困ったら誰かに相談する」ことが日常の自然な選択肢のひとつになるでしょう。そのような時こそ、民生委員の出番です。もちろん、個人情報

の取り扱いなど、配慮すべき点は多くありますが、時間をかけて大切に築かれた関係は、そう簡単には壊れません。民生委員もまた、地域のつながりのなかで支えられる存在であることをどうか忘れないでください。

民生委員自身が地域のなかで支えられているからこそ、無理のないかたちで訪問や声かけを続けることができます。そうした関わりは、たとえ会えない時間が続いたとしても、確かに意味をもち続けています。

#### 2. 訪問の意味

何度訪問してもご本人に会えず、安否が心配になることは少なくありません。一方で、長い年月をかけて関わり続けることで、つながることができた事例もあります。

ある民生委員は、訪問を重ねても会うことを拒まれていました。それでも、名刺を置き、「梅雨時でじめじめしますね。あじさいの花が綺麗な季節になりました。何かあったらご連絡くださいね」といった短いメッセージを残し続けました。

長い間反応はありませんでしたが、1〜2年ほど経ったある日、「本当に私を助けてくれるの?」という電

話がかかってきました。「やっとつながれた」と民生委員は、うれしそうに語ってくれました。しかし、民生委員が、訪問をはじめた時から、すでにつながりは少しずつ育まれていたのです。たとえ直接会えなくても、名刺やメッセージをとおして、「何かあれば、あの人に相談できる」と感じられること自体が、その方にとって大きな支えになったのです。

後日、その方は次のように話してくれたそうです。「自分で頑張るところまで頑張りがたかった。でも、何かあったら、いつでも民生委員さんを頼りにできるといふ安心感があったから頑張れた。あきらめずに訪問してくれてありがとう。この民生委員の住民を思う気持ちは、確かに届いていました。」

性急な関係づくりは、相手に戸惑いや負担を感じさせることもあります。その方にとって負担のないかたちで少しずつ距離を縮めていくことが大切です。

直接会うことができなくても「自分ばかりで地域を独りではない」、そう感じてもらえる関わりを続けることは、相談のきつかけを育てる確かな支援になります。



# 全民児連ホームページが見やすくなりました！



全民児連HP

全民児連の動きや、民生委員・児童委員（以下、民生委員）活動に関する情報は、全民児連のホームページ（以下、HP）で発信していますが、この度HPのトップ画面等をリニューアルしました。本記事では主な変更点を紹介します。

## 1. トップページのレイアウト変更

トップページにあつた各種ボタン

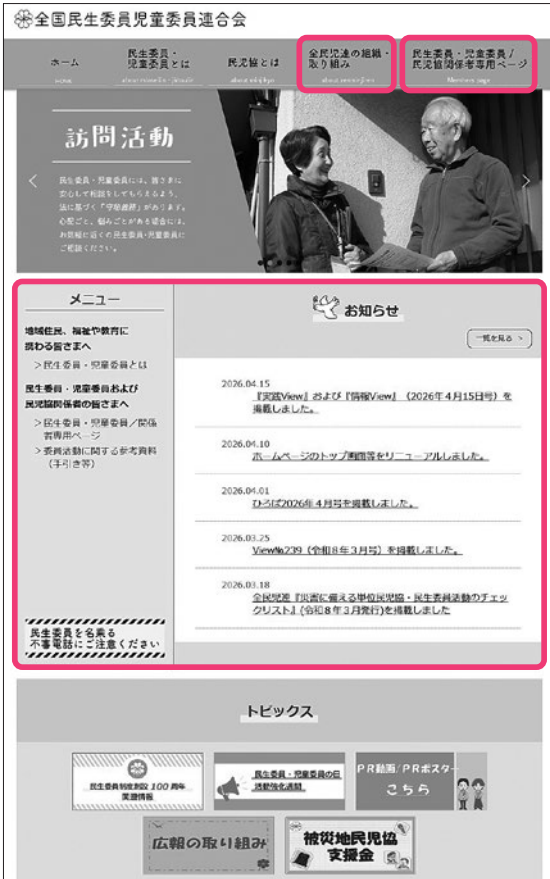


図1 リニューアル後のトップページ

の位置を整理し、サイドメニュー等へ統合しました(図1)。これにより、お知らせ欄の位置がより上部に位置し、最新のお知らせを確認しやすくなりました。

## 2. 各種資料の掲載場所変更

「民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ」に掲載していた、これまでで全民児連が作成した活動方

針や手引き、全民児連が実施した調査報告等の資料を、公開ページの「全民児連の組織・取り組み」に移動(図2)し、一般の方にも活動を知ってもらうようにしました。

## 3. 広報誌の過去記事検索機能の追加(図3)

「民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ」には本紙『ひろば』と、単位民児協会長向けに発行している

『View』のバックナンバーを公開していますが、探しづらいといった声がありました。

キーワード検索機能の追加により、過去のどの号に探したい語句が載っているのか検索できるようになりました。過去記事検索機能は、先行して『View』を4月に実装済みで、令和8年の6月中に『ひろば』にも同機能を実装予定です。

引き続き、民生委員活動に資する情報をHPで公開しますので、ご利用いただけますようお願いいたします。



図2 多くの関係資料を「全民児連の組織・取り組み」のページへ移動



図3 追加された過去記事検索機能のトップページ

民生委員のための

# 「人権」

基礎講座



## 日常のなかの「当たり前」を問い直す —女性の人権問題とは何か

立教大学 教授 湯澤 直美 氏

### 1. 女性差別解消に向けた取り組み

女性の人権について考えるとき、国際的な基準となっているのが、1979年に国連総会で採択された女性差別撤廃条約です。この条約では、「性別に基づく区別や排除・制限によって、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野で、女性が人権や基本的自由を認識し、享受し、行使することを妨げるもの」を「女性差別」としています。こうした差別は、意図的なものに限らず、結果として女性に不利な影響をもたらす場合も含まれます。さらに条約は、差別の背景にある考え方にも踏み込み、固定的な役割や価値観に基づく偏見や慣習を見直し、社会のあり方そのものを変えていく必要があるとしています。

日本も昭和60(1985)年にこの条約を批准していますが、その理念や考え方が、私たちの日常の中で十分に意識されているとは言いがたい面がありま

す。現在もなお、ドメスティック・バイオレンスや性暴力、性的搾取、男女の賃金格差など、深刻な女性の人権問題が存在しています。

### 2. 日常にある「当たり前」を問い直す

女性の人権を理解するには、日常のなかで「当たり前」と感じていることをそのまま受け止めるのではなく、一度立ち止まって見直してみることが大切です。その問い直しが、支援の第一歩となります。

たとえば、「母親の仕事がどれほど忙しくても、育児や家事は母親が担うもの」という言葉に、多くの人はあまり違和感をもたないかもしれませんが。これを入れ替えて、「父親の仕事がどれほど忙しくても、育児や家事は父親が担うもの」とすると、どのように感じるでしょうか。もしそこに違和感が生まれれば、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分担を前提

とした社会の見方が影響している可能性があります。そこには、社会的に期待される役割や生き方を性別によって差異化する「ジェンダー・バイアス」が存在しています。ジェンダーとは、女性はあるべき、男性はあるべきといった社会的に形成される性別のありようを指します。これは個人の意識にとどまらず、制度や慣習のなかにも組み込まれています。

育児や介護、家事といったケアに関わる役割は、社会にとって、また人間の生存にとって欠かせない営みであるにもかかわらず、実際には女性に集中しやすい状況にあります。その結果、女性の経済的な不利や、人生の選択肢の制約が増幅されます。こうした日常のなかに見える「ジェンダーの非対称性」もまた、女性の人権の問題として捉えることができます。そうした前提を問い直すことが重要です。

## 民鏡

坂本 津留代

神戸市民生委員児童委員協議会  
理事長・本紙編集委員

▼「二ガテです」何が？ ですよ。民生委員・児童委員（以下、民生委員）の皆さん聞いてください。神戸市では3年前から事務のデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）がすすめられていて、今年には市内の全委員にタブレットが貸与され、「まず毎日開いてください」と言われました。はい、分かっているんです。事務負担の軽減と書類の紛失等を防ぐためなのは▼私たちの年代は「T」が苦手な人が多く、持ち歩くことにも慣れず、スマホのLINEをやっと覚えたところです。私は活動のなかで相手の顔を見ながら話すことが一番好きなので「私が退任してからDX化が始まればよかったの」と心のなかで思うこともあります。でも苦手な人も得意な人もみんなでDXしつつ民生委員活動を前にすすめたいと思っています▼神戸市には支援員制度があり、私の地区でも30代の方が登録されました。仕事と育児をしながらの活動を両立できるよう、残すことと変えるべきことを見極め、より民生委員活動を知ってもらい、若い人たちに「なって良かった」と感じてほしいと心から願っています。

民生委員・児童委員の  
ひろば 6月号  
2026 June

令和8年6月1日発行  
(毎月1回1日発行)第876号

●発行所/  
全国社会福祉協議会  
〒100-8980  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
電話03-3581-6747

●発行人/池上 実  
●編集人/平井 庸元  
●定 価/1部10円  
(購読料は会費に含む)

### お知らせ

#### 今年も熱中症に注意を!

厚生労働省では、熱中症を防ぐポイントや、熱中症が疑われる人を見かけた際の対応などをまとめた「熱中症予防のための情報・資料サイト」を公開しています（詳細は以下の二次元コード）。内容を確認して備えていただくとともに、周囲の方にもお知らせください。



ホームページの  
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ **全民児連** で検索  
全国民生委員互助共励事業のホームページ **互助共励** で検索  
☆全民児連ホームページ関係者専用ページパスワード **20131201**

